

国立大学法人新潟大学コンプライアンス規則

平成26年12月26日

規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人新潟大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 法令、本学の規則、本学が行う全ての活動に関わる倫理並びにその他の規範を遵守することをいう。
- (2) コンプライアンス違反 法令、本学の規則、本学が行う全ての活動に関わる倫理並びにその他の規範に違反し、又は違反するおそれのある行為をいう。
- (3) 部局 各学系、各学部（教育学部にあつては、養護教諭特別別科を含む。）、各研究科、医歯学総合病院、各教育学部附属学校、各附置研究所、各機構、本部に置く各組織、事務局、各事務部及び監査室をいう。
- (4) 部局長 前号の部局の長をいう。ただし、事務局にあつては、理事のうち事務の総括を担当する者とする。

(役員及び職員の責務)

第3条 本学の役員及び職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観と社会的良識を持って公正・公平かつ誠実な職務の遂行に努めなければならない。

第4条 本学の役員及び職員は、次に掲げることを行つてはならない。

- (1) 自らコンプライアンス違反を行うこと
- (2) 他の役員及び職員に対しコンプライアンス違反を行うことを指示・教唆すること
- (3) 他の役員及び職員のコンプライアンス違反を黙認すること

(コンプライアンス最高責任者)

第5条 本学のコンプライアンスにおける最終責任を負う者としてコンプライアンス最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、学長とする。

(コンプライアンス総括責任者)

第6条 本学に、コンプライアンスに関する業務を総括させるため、コンプライア

ンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

- 2 総括責任者は、総務を担当する理事をもって充てる。
- 3 総括責任者は、コンプライアンスの推進、コンプライアンス違反に関する調査並びに是正及び再発防止について総括するものとする。
- 4 総括責任者は、前項の実施状況等について、随時、最高責任者に報告するものとする。

（コンプライアンス責任者）

第7条 本学に、コンプライアンスに関する業務を担当させるため、コンプライアンス責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、理事をもって充てる。
- 3 責任者は、学長が指定した業務に関するコンプライアンスの推進のための施策の策定、実施、実施効果の検証及び施策の見直し等について掌理するものとする。
- 4 責任者は、前項の実施状況等について、随時、総括責任者に報告するものとする。

（コンプライアンス部局責任者）

第8条 本学に、部局におけるコンプライアンスに関する業務を担当させるため、コンプライアンス部局責任者（以下「部局責任者」という。）を置く。

- 2 部局責任者は、部局長をもって充てる。
- 3 部局責任者は、部局におけるコンプライアンスの推進のための施策の実施、実施状況の把握及び実施状況の責任者への報告等について掌理するものとする。
- 4 部局責任者は、前項の実施状況等について、随時、責任者に報告するものとする。

（コンプライアンス委員会）

第9条 本学に、コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定等について審議するため国立大学法人新潟大学コンプライアンス委員会（以下「コンプライアンス委員会」という。）を置く。

- 2 コンプライアンス委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（報告・通報）

第10条 職員は、コンプライアンス違反を認知した場合、速やかに上司若しくは所属する部局長に報告、又は国立大学法人新潟大学公益通報者保護規程（平成19年規程第1号。以下「公益通報規程」という。）第5条に基づき通報（以下「通報等」という。）しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた者は、速やかに総括責任者に報告しなければならない。
- 3 総括責任者は、前項による報告及び公益通報規程第6条による報告を受けた場合は、速やかに最高責任者へ報告するものとする。

(報告・通報者の責務)

第11条 前条第1項に基づき通報等する者は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく通報等を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

(報告・通報者の保護)

第12条 第10条第1項に基づき通報等した者は、公益通報規程に基づき保護される。
(研究不正の取扱い)

第13条 第10条第1項の通報等が、新潟大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程(平成19年規程第2号)第2条に規定する不正行為又は新潟大学における研究費等の不正使用に関する取扱規程第2条に規定する不正使用の場合は、それぞれの規程により取り扱うものとし、第14条に規定する予備調査及び第15条に規定する本調査の取扱いは適用しない。

(予備調査)

第14条 総括責任者は、第10条第2項及び公益通報規程第6条に基づき報告を受けたときは、第10条第1項の通報等の合理性及びコンプライアンス違反が存在する可能性並びに通報等が公益通報規程第9条に規定する不正目的等の通報(以下「不正目的等の通報」という。)であるかについて調査するため、特定の組織又は委員会(以下「組織等」という。)を指定し、予備調査の実施について指示するものとする。

2 前項に基づき予備調査を実施した組織等は、その結果を総括責任者へ報告するものとする。

3 総括責任者は、前項の報告を速やかに最高責任者に報告するものとする。

(本調査)

第15条 総括責任者は、予備調査の結果からコンプライアンス違反が存在する可能性が高いと判定した場合は、組織等を指定し又は新たに調査委員会を組織し、本調査の実施について指示するものとする。

2 本調査においては、コンプライアンス違反の存在、内容、関与した者及び関与の度合い並びに当該通報等が不正目的等の通報であるかについて判定するとともに、その結果に基づき必要な是正措置及び再発防止策について検討し、総括責任者に報告するものとする。

3 総括責任者は、前項による報告があったときは、速やかに最高責任者に報告するものとする。

(協力義務)

第16条 職員は、第14条及び第15条に基づき実施する調査等に協力しなければならない。

(調査に当たっての配慮)

第17条 総括責任者は、第14条及び第15条に基づき調査等を実施するに当たって、次の各号について十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 調査等を行う者は、第10条に規定する通報等を行った者及び調査等の対象となった者と直接の利害関係を有していない者であること。
- (2) 必要に応じて調査委員会に本学に所属しない第三者を加えるなどして、調査等の客観性を確保すること。
- (3) 調査等に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。
- (4) 調査等の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。
- (5) コンプライアンス違反に関与したと思われる者に弁明の機会を与えるなどして、調査等の公正性を確保すること。

(是正措置等)

第18条 最高責任者は、第15条第3項の報告により、コンプライアンス違反が存在した場合には、速やかに関係する組織等に是正措置及び再発防止措置を講じさせるものとする。

- 2 前項により是正措置及び再発防止措置を講じた組織等の長は、その結果を速やかに最高責任者に報告するものとする。
- 3 最高責任者は、第1項に基づく是正措置及び再発防止措置が有効に機能しているかを適宜確認するものとする。

(コンプライアンス違反に対する処分等)

第19条 学長は、第14条第3項及び第15条第3項の報告により、コンプライアンス違反が存在した場合又は当該通報等が不正目的等の通報であった場合には、当該行為に関与した職員に対し、就業規則等に基づき処分等を行うことができる。

- 2 学長は、前項のコンプライアンス違反が極めて悪質な場合及び本学に多大な損害を与えた場合は、刑事告訴及び民事訴訟を提起することがある。

(コンプライアンス違反事案の報告・公表)

第20条 学長は、コンプライアンス違反事案について、法令等に基づき関係機関へ適切に報告するとともに、当該事案の社会的な影響を踏まえ、必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。